

日本共産党の内藤隆司です。自民党籍をもつ方も含めて党派を超えた大きなご支援をいただき、県北で初めての日本共産党の議席を確保させていただきました。これから一般質問をさせていただきますが、その内容は、県民の声、地域の声であることをご理解いただき、前向きにご答弁いただきますようお願いいたします。

大綱の第一であります。農業と地域経済、県民の暮らしに深刻な打撃を与えかねないTPPの「大筋合意」についての、知事の評価と今後の対応について、とくに農業問題を中心に、伺います。

第一に、TPPの「大筋合意」が「国会決議」違反であると認識しているかどうか伺います。

「国会決議」では、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の農林水産物の「重要5品目」については、「関税撤廃を認めない」としています。そして、それが守れないと判断した時は「撤退も辞さないものとする」と明記しています。

ところが、「大筋合意」では、最優先すべきこの「聖域」を守ることができませんでした。米については、アメリカとオーストラリアに無関税の特別輸入枠を、当初3年間は5万6千トン、13年目以降は7万8400トン設定しました。麦については、事実上の関税であるマークアップを45%削減。牛肉・豚肉については、関税を大幅に削減。乳製品については、これも特別枠での低関税輸入枠を設定、さらに近年、優れた食品として注目が高まっているホエイについては関税撤廃です。甘味資源作物に

については、加糖調製品に特別枠を設定して関税を撤廃しています。重要5品目の関連品目で関税撤廃率は30%になっています。これは明らかな「国会決議」違反であると思いますが、知事の認識を伺います。

第二に、TPPに対して、国連人権委員会の専門家グループが、貧困問題を深刻化させるなど人権に対する否定的影響を懸念する声明を発表していることについて、知事の所見を伺います。

今年6月に発表された「声明」は、貿易や投資に関する協定が経済の新しい機会を生み出す可能性があるとする一方、健康保護、食品の安全、労働基準に関する基準を引き下げるなど、人権の保護に逆行しかねないと指摘し、障害者、高齢者、社会的弱者の権利に悪影響を及ぼす懸念を表明しています。

「声明」では、さらに、貿易協定の交渉が秘密裡におこなわれていることを問題視し、消費者団体や労働組合を含む利害関係者の協議と参加のもとでおこなうこと、国会議員や国民が賛否を検討できるよう条文を公開すること、人権の保護条項を盛り込むことを勧告しています。この勧告についての知事の見解を伺います。

とりわけ日本国内においては、利害関係者の協議や参加どころか、あらゆる情報が提供されないまま「大筋合意」がすすめられたこと、野党が憲法53条に基づいて国会開会を求めていることを無視する態度を、この「勧告」との関係でどう評価するのか伺います。

第三に、TPPは発効することが決まっているわけではありません。それなのにTPPを前提とした「事後対策」が強調されています。しかも、政府の「総合的なTPP関連政策大綱」を見ても、「夢と希望をもった」対策とはとても言えません。例えば、農産物の輸出ですが、2020年までの目標を前倒し、達成をめざすものですが、農産物の目標額は1千億円ちょっとです。農業生産額8兆円のわずか1.2%にすぎません。「攻めの農業」は看板倒れではないでしょうか。知事の見解を伺います。

そもそも農業とは国民の食料を確保するための産業です。40%という先進国のなかでも最低の食料自給率でありながら、国内向けの農業を軽視し、外国に売れる農業を最優先するという農業のあり方が、本当に「強い農業」だと考えるのか。知事の考えをお聞きします。

第四に、JAはTPPの「大筋合意」を批判し、反対運動を展開していくことを表明しています。知事は、JAと同じ立場に立って、行動すべきと考えますが、見解を伺います。

第38回JA宮城県大会の特別決議では、「合意内容は・・・到底容認できるものではない」と述べ、政府に対して「徹底した検証および情報開示を通じた国民的議論をおこなうことを強く求め、安易に批准手続きをすすめることのないよう」運動を展開するとしています。JAの方々とは足並みを揃えて「安易に批准手続きをすすめないよう政府に求める」という行動をとるのかどうか、伺います。

大綱第二点。指定廃棄物最終処分場建設について伺います。

この問題については、昨年三月に宮城県議会が国に対して「意見書」を提出しています。その内容は「詳細調査については、当該自治体及び地域住民の理解を得た上で着手することが大前提であり、事態を悪化することがないように、三候補地が国有地であることをもって、その前提がないまま調査を強行しないよう」求めるものでした。

ご承知のように、「詳細調査」については、加美町が「詳細調査の対象となる候補地となるべき場所ではない」として詳細調査を拒否し、今日に至っています。

なぜ、加美町を説得できないのか。その最大の問題は、環境省が田代岳を候補地に選定した科学的な根拠を示すことができないことにあります。

その上にたって、知事に質問をします。

第一に、この問題についての知事の言動は、県議会の「意見書」に反するのではないかとことです。

知事は、再三にわたって田代岳の現地調査をおこなうよう環境省に働きかけをおこなってきたようですが、現地調査の年内着手断念を伝えた副大臣に対して「住民が反対しているからやらないでは」「リーダーシップがない」と批判したと報道されています。

このような言動は、「詳細調査は地元住民の理解が大前提」という県議会の「意見書」に反すると思いますが、知事はどう考えているか伺います。

第二に、市町村長会議には法的拘束力はありません。それなのに、詳細調査を受け入れるよう加美町に強制する根拠はどこにあるのかを伺います。

昨年8月4日の第7回市町村長会議では、最後に知事が「全体の雰囲気として調査を受け入れるべき」と判断し、宮城県として詳細調査受け入れを表明しました。しかし、この会議の性格は、奥山仙台市長が発言しているように「ここで決めたからといって押し付けると言う会議ではない」のです。ところが加美町に対しては「決めたことに従わないのはけしからん」という対応が目立っていると思います。

憲法92条で規定されている「地方自治の本旨」には、住民自治と団体自治の2つの要素があるとされています。言うまでもないことですが、住民自治とは住民の意思に基づいておこなわれるということであり、団体自治とは地方自治体が国から独立した団体であり、自らの意思と責任の下でなされるということです。

詳細調査拒否という加美町の態度は、住民の意思に基づいて自治体の意思を明らかにしているものです。地方自治の本旨に基づく加美町の対応に対して、法的拘束力がない市町村長会議の結果を押し付けようとする態度の法的根拠を説明していただきたいと思います。

第三に、加美町と環境省の意見交換会では、候補地選定基準の科学的根拠が争点になっています。

加美町側が「不適切な基準で選定されており、安全性が確保されていない」と主張したのに対して、環境省は「行政上の事情を優先させた」旨の発言がありました。候

補地選定が安全性最優先ではなかったことが明らかになったことは極めて重要であると考えます。

安全性を最優先させる科学的根拠をもった選定基準をつくり直すべきと考えますが、知事の見解を伺います。あわせて、安全性最優先ではない基準によって選定された候補地はいったん白紙に戻すべきと考えますが、見解を伺います。

第四に、最終処分場建設計画は、1カ所ずつ建設するとされた5県すべてで完全に行き詰まっています。茨城県では、分散保管という国の方針とは違う方向の検討がされています。この行き詰まりは、指定廃棄物の処理方針を定めた「特措法」と「基本方針」に根本的な問題があるとしか考えられません。現時点で、県知事として、特措法と基本方針の見直しを提起することを求めますが、知事の見解を伺います。

第五に、今、緊急に対策が求められているのは、汚染稲わら等の一時保管施設の管理のあり方の改善をはかることです。

私は大崎市の一時保管施設を見せていただきましたが、周辺から隔離もされず、鍵もかからない場所に詰め込まれていました。雨水の浸透に対する対策もなく、周囲の放射線測定を定期的におこなうこともされていません。

一方、栗原市の施設では、近くに人が立ち入れないよう塀に囲まれており、雨水が浸透しない対策が施されています。定期的な放射線測定がおこなわれています。県の

職員の方からは「施設内の放射線量が一番高いところは、飯館村と同程度」と説明がされました。それだけにしっかりとした管理をおこなう必要があると思いますが、

同じように県が管理する場所で、この管理のあり方の違いはなぜでしょうか。適切に管理されているかどうかの点検が必要と思いますが、知事の見解を伺います。

環境省の「放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会」の「とりまとめ」では、「豪雨災害等により浸水の恐れがあることにも留意し、一時保管場所の管理の徹底を行なう必要がある」と述べています。環境省でさえ、一時保管場所の管理のあり方の改善が必要と言っているのです。知事の答弁を求めるものです。

大綱の第三であります。

関東・東北豪雨による被害の現状と河川整備、堤防整備等の抜本的見直し、及び被災者支援の充実について伺います。

第一に、関東・東北豪雨による被害ですが、破堤 11 河川、23 か所。すべて宮城県が管理責任をもつ河川です。知事は「管理者として重く受けとめて」と表明し、「水防計画」や「河川維持管理計画」の見直しを表明されましたが、これまでの「水防計画」や「河川維持管理計画」が不十分であったこと、また計画通りに整備がおこなわれていなかったことを、率直に認め、その反省の上に立って、計画の見直しを図る考えであるかどうか知事に伺います。

堤防決壊河川の一つであり大崎市古川の被害の主要な原因の一つとなった渋井川は、昭和62年度（1987年）の「水防計画書」で「堤防決壊の危険が予想される箇所」

として「重要水防区域」に指定されています。そして、平成13年（2001年）には「一級河川鳴瀬川水系多田川ブロック河川整備計画」が策定されましたが、この計

画はほとんど実施されてきませんでした。唯一、おこなってきたのが新大江川の建設ですが、この新大江川は未だに上流部と接続されていないため、機能を果たしていません。堤防決壊の危険性を認識しながら、少なくとも28年間に渡って有効な対策がとられてこなかったのです。この事実は、歴代県政の怠慢以外の何物でもないと思います。新たな整備計画がつくられたとしても、これまでのように放置されてしまうのでは何にもなりません。確実に実施するという知事の決意を伺いたいと思います。

第二に、大崎市において、今回被害をうけた地域は、農業に従事されている方が多い地域です。農業機械や農業施設の被害に対する支援はきわめて重要です。激甚災害に指定されたということで、「被災農業者向け経営体育成支援事業」が適用になりました。農産物の生産に必要な農業用ハウスや畜舎の復旧、農業用機械の再取得、修繕に対して、国からは費用の10分の3を上限に助成されることになりました。この助成制度を活用するためには金融機関からの融資、または地方公共団体による予算の上乗せ措置を受けている必要があります。上乗せを検討している自治体も県による上乗せを求めています。また、宮城県が上乗せを措置しないと、この制度を活用できなくなる地域の方が生まれることになります。県としての上乗せをおこなうよう強く求めるものです。知事の所見を伺います。



第三に、32の都道府県が、国の「被災者生活再建支援制度」とは別の、独自の支援制度をつくっています。災害が頻発している宮城県に独自の支援制度がないのはおかしいと考えます。

この問題については、県市長会と県市議会議長会から同じ要望が出されています。文字通り被災自治体の総意です。これに応えることこそ「全体の利益」ではないでしょうか。それでも独自支援はおこなわないというのは、被災者支援に背を向ける姿勢と言わなければなりません。知事の答弁を求めます。

都道府県独自の制度は、国の「支援制度」に上乘せをおこなうもの、国の制度では支援の対象にならない場合の支援をおこなうものなどがあります。なかには、特定の災害のみに対する支援制度をつくっているところもあります。例えば、新潟県では、平成25年7月29日からの大雨に対する支援制度では、床上浸水に30万円、半壊被害には50万円が支給されています。滋賀県では、平成25年台風18号被害に対して床上浸水50万円、半壊135万円が支給されます。

今回の災害では、大きな被害を受けながら、ほとんど支援を受けられないという方が多いのです。宮城県においても、関東・東北豪雨に限定した制度であっても創設すべきと考えます。

大綱第四点です。自由に活用可能な基金である1182億円を福祉の充実のために活用すべき、ということについて伺います。

平成26年決算時における基金残高は、46基金4678億円です。昨日の議論のなかで「このすべてが自由に使えるお金であるとの誤解」があるとの発言がありましたが、これこそ大きな誤解であります。私たちは、県の判断で自由に活用できる基金として、財政調整基金、県債管理基金の一般分、地域整備推進基金の復興事業分と災害復旧分、東日本大震災復興基金、土地基金の現金分で、平成27年9月末現在の残高は約1182億円であると主張しています。財政調整基金は、約300億円ですが、事実上、財政調整基金と同じように何にでも使える基金が1182億円もあり、毎年増えています。この事実については、9月の決算特別委員会で遠藤いく子議員が確認をしています。これらの基金を計画的に取り崩し、福祉を充実させるために活用すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

第二に、これらの積立金の一つである県債管理基金について伺います。県債管理基金には総額約800億円が溜めこまれています。ルール積立金と財源対策債等償還基金、一般積立金に分かれています。

ルール積立金は満期一括返済の県債について償還を確実におこなえるようにするものです。財源対策債等償還基金は、財源対策債の償還目的の基金です。その他の県債償還については、一般会計でまかない、足りない分は財政調整基金を活用することになっています。

一般積立金は、その財政調整基金が足りなくなった場合の穴埋め、もしくは繰り上げ償還する場合の財源として活用するということです。実際には、平成22年度以降、

取り崩しはなく利子分だけが積み上げられるという状況になっています。財政調整基金が充分にありますし、繰り上げ償還をするメリットも必要性もないからです。このような積立金を約200億円も残しておく必要はありません。真っ先に取り崩して、県民のために使うべきお金であると思います。

とりわけ、県民の強い要求であり、全国最低と批判の強い、子どもの医療費助成制度の拡充に活用すべきと考えます。知事の見解を伺います。

子どもの医療費助成制度を、通院を小学校就学前までに拡充するのに約8億円必要ですが、この一般積立金を活用すれば安定的に制度を維持することができるのです。実施するつもりはないか伺います。

第三に、今年6月の議会において知事は、「福祉というのは財源の余裕のある範囲でおこなうもの」という答弁をいたしました。この答弁は、本当に福祉というものが分かっているのかと疑問に思うものですが、この積立金の残高の問題、県債管理基金の状況を見ると、「お金の余裕があっても、福祉のためには使わない」というのが知事の考えではないかと、思ってしまう。そんなことはない、と。県民のことを考えているという知事の姿勢を示していただきたいと思います。知事の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。